

(4) 償却・引当方針

イ．公的資金による株式等の引受け等を踏まえた自主的・積極的な償却・引当方針

[基本的考え方]

金融検査マニュアル、日本公認会計士協会の実務指針等関係諸法令に則り、グループ各社におきまして自己査定基準、償却・引当に関する基準を制定し、保有する資産についての回収の危険性または価値の喫損の危険性の度合いを個別に検討した上で適切な自己査定を行い、その結果等をふまえて、将来予想損失額等を適時かつ適正に見積もり、適切な償却・引当を実施しております。

グループ各社の自己査定、償却・引当の結果につきましては、各社の監査部署が内部監査を行うとともに、三井住友フィナンシャルグループの監査部署(監査部)が、連結ベースの自己査定、償却・引当の結果について、監査を実施しております。

[償却・引当方法の概要]

グループ各社におきましては、個々の取引先について、自己査定に基づいて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に区分し、その区分ごとに償却・引当基準を定めております。

なお、三井住友銀行における債務者区分毎の償却・引当基準は以下の通りであります。

正 常 先：格付ごとに過去の倒産確率に基づき、今後 1 年間の予想損失額を一般貸倒引当金に計上

要 注 意 先：貸倒リスクに応じてグループ分け(注)を行い、グループごとに過去の倒産確率に基づき、将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上

(注)グループ分けは、「要管理先」と「その他要注意先」に区分し、後者をさら財務内容や与信状況等を勘案して細分化。また、大口要管理先で D C F 法的手法も導入

破 綻 懸 念 先：個々の債務者ごとに分類された 分類(担保、保証等により回収が見込まれる部分以外)のうち必要額を算定し、個別貸倒引当金を計上

実質破綻先・破綻先：個々の債務者ごとに分類された 分類(回収不能または無価値と判定される部分)の全額を原則貸倒償却し、 分類の全額について個別貸倒引当金を計上

なお、15年3月期における不良債権の処理状況は図表15の通りであります。

ロ．行内企業格付ごとの償却、引当の目途

三井住友銀行における平成14年度の行内企業格付毎の倒産発生状況は図表17の通りであります。

(図表15)不良債権処理状況

(単体)

(億円)

	14/3月期 実績	15/3月期 実績	16/3月期 見込み
不良債権処理損失額(A)	10,386	8,364	
個別貸倒引当金繰入額	6,632	3,754	
貸出金償却等(C)	3,429	4,497	
貸出金償却	2,719	2,597	
C C P C 向け債権売却損	84	164	
協定銀行等への資産売却損(注)	27	220	
その他債権売却損	479	1,269	
債権放棄損	120	247	
債権売却損失引当金繰入額	370	152	
特定債務者支援引当金繰入額	-	-	
特定海外債権引当勘定繰入	45	39	
一般貸倒引当金繰入額(B)	5,045	2,381	
合計(A) + (B)	15,431	10,745	6,500

<参考>

貸倒引当金目的取崩による直接償却等(D)	5,737	11,317	-
グロス直接償却等(C) + (D)	9,166	15,814	-

(注)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却損。

(連結)

(億円)

	14/3月期 実績	15/3月期 実績	16/3月期 見込み
不良債権処理損失額(A)	11,760	9,503	
個別貸倒引当金繰入額	6,815	4,080	
貸出金償却等(C)	4,604	5,295	
貸出金償却	3,800	3,399	
C C P C 向け債権売却損	98	171	
協定銀行等への資産売却損(注)	30	220	
その他債権売却損	556	1,258	
債権放棄損	120	247	
債権売却損失引当金繰入額	387	167	
特定債務者支援引当金繰入額	-	-	
特定海外債権引当勘定繰入	46	39	
一般貸倒引当金繰入額(B)	5,274	2,506	
合計(A) + (B)	17,034	12,009	

<参考>

貸倒引当金目的取崩による直接償却等(D)	6,818	12,809	-
グロス直接償却等(C) + (D)	11,422	18,104	-

(注)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却損。

(図表17)倒産先一覧(14年度) [三井住友銀行(単体)]

(件、億円)

行内格付	倒産1期前の行内格付		倒産半期前の行内格付	
	件数	金額	件数	金額
1	0	0	0	0
2	0	0	0	0
3	0	0	0	0
4A	0	0	0	0
4B	2	31	1	2
4C	7	25	6	23
5A	17	60	14	53
5B	23	51	18	34
5C	34	57	27	40
6	39	40	36	35
7	181	1,064	150	833
8	87	957	104	967
9	30	539	66	846
格付なし	49	58	47	49

(注1)「格付なし」には、個人、財務データ未登録の法人等を含む。

(注2)小口(与信額 50百万円未満)は除く。

(注3)金額は与信ベースにて記載。

(参考) 金融再生法開示債権の状況

	15年3月末実績(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,249
危険債権	21,295
要管理債権	26,069
正常債権	573,134
総与信残高	625,747

八．不良債権の売却等による処理、回収の方針

金融再生プログラムの趣旨を踏まえ、三井住友銀行におきましては16年度末における不良債権比率半減の目標達成に向けて最大限努力するとともに、財務体質の強化を図ってまいります。

14年度におきましては売却を加速する等により2兆2,283億円と13年度の1兆2,893億円を大きく上回る不良債権のオフバランス化を実施いたしました。引き続き積極的なオフバランス化を推進するとともに、要管理先の再生等への取組みを積極化してまいります。

このため、取引先企業の再建や事業再編に集中的に取り組むために、新たに「戦略金融部門」を設置し、既存の関連各部署を同部門に集約いたしました。また、同部門に新たに戦略金融統括部を設置し、資産流動化やデット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等、企業再生に不可欠のノウハウや、会計・法務等の専門スキルを有する人材を行内横断的に集め、取引先企業の再建や事業再編に一段と力を注いでまいります。

これらにより、16年度末の不良債権残高を2兆5,000億円程度まで削減し、不良債権比率を14年3月末の8.9%から4%程度へと改善する目標としております。

二．債権放棄についての考え方

債権放棄につきましては、「金融再生委員会の運営の基本方針」(金融再生委員会 11年1月20日)、「私的整理に関するガイドライン」(私的整理に関するガイドライン研究会 13年9月19日)等を踏まえ、法的破綻処理等との処理方法の違いによる経済合理性に基づくだけでなく、モラルハザードを回避する観点から、以下の3つの要件を満たす場合に限定すべきものと考えております。

債権放棄による財務状況の改善により対象企業の経営再建が実現する可能性が高く、残存債権の回収がより確実になると見込まれること。

利害の対立する複数の支援者の間の合意により策定されるなど、合理的な再建計画に基づくこと。

抜本的なリストラが行われる等、対象企業の経営責任が明確化され、債権放棄が社会通念上合理的であると認められること。